

異議申出に関する手続 改正

1. 目的

本手続書は、プライバシーマーク制度運用において財団法人日本情報処理開発協会(以下「協会」という。)及び協会が指定したプライバシーマーク付与認定指定機関(以下「指定機関」という。)が決定した事項についての異議の申出に関し、公正且つ迅速に対処することを目的とし、「プライバシーマーク制度設置及び運営要領(10情報開・セ第 126 号)」(以下「運営要領」という。)第36条の2第3項、第36条の3第2項、及び第36条の4第3項の規定に基づきその手続きを定めたものである。

2. 適用範囲

本手続で対象とする異議申出は、運営要領第36条の2第1項、第36条の3第1項、及び第36条の4第1項の規定によって申出のあった異議に関するものであって、異議申出の対象となる事項に関する決定の通知の日から1ヶ月以内に「プライバシーマーク制度に係る異議申出書」(以下「異議申出書」という。)を提出したものとす。

3. 受付け

(1) 事務

異議申出に関する事務は、プライバシーマーク推進センター プライバシーマーク事務局(以下「プライバシーマーク事務局」という。)が行う。

(2) 申請の方法

異議を申し出る者は、「異議申出書」によって協会プライバシーマーク事務局に申出なければならない。異議申出書の様式は、特に定めない。

申出に当たっては、持参又は送付の方法によって行うこととするが、送付の場合には送付記録が残る方法で行わなければならない。

(3) 受理

① 申出の受理は、「異議申出書」の到着日が、異議申出の対象となった措置の決定を通知した日から1ヶ月以内である場合であって、かつ、記載内容に不備がない場合について行うものとする。

② 受理した場合には、「異議申出受理通知書」(様式1)をもって通知する。

(4) 異議申出書の記載内容

「異議申出書」は、次の事項を記載するものとし、申し出る者の正式な書類であること。

- ① 題名「プライバシーマーク制度に係る異議申出書」
- ② 申出年月日
- ③ 認定番号(認定事業者の場合)
- ④ 事業者名(付与認定に当たって届け出ている正式な名称)
- ⑤ 代表者名(代表社印を捺印のこと)
- ⑥ 担当者連絡先(担当者氏名、住所、電話番号等)
- ⑦ 異議申出の内容と理由

4. 処理

(1) 処理の時期

プライバシーマーク事務局は、受理した異議申出について、異議申出を受けた日から1ヶ月以内に「プライバシーマーク制度異議審査会」(以下「異議審査会」という。)に諮問しなければならない。

(2) 異議申出に対する決定と回答

- ① プライバシーマーク事務局は、異議審査会からの答申を受けたときは、その答申を参酌して速やかに異議申出に関する措置を決定する。
- ② 異議申出に対して決定した措置は、答申を受けた日から1ヶ月以内に「異議申出対応通知書」(様式2)をもって申出者に回答する。ただし、異議審査会における審議の継続等が必要な場合であって1ヶ月以内に正式な回答ができない場合には、その旨を通知する。
- ③ プライバシーマーク事務局は、異議審査会からの答申を受けたときは、答申を受けた日以降直近に開催されるプライバシーマーク制度委員会及び異議申出の対象となった決定を下した指定機関に報告する。

(3) 終結

異議申出に対する「異議申出対応通知書」の送付をもって、当該異議申出については終結したものとする。

(4) 記録の保管

以下の記録を保管する。

- ① 異議申出書
- ② 異議申出受理通知書
- ③ 異議申出対応通知書
- ④ その他、関連する記録(プライバシーマーク制度委員会議事録等)

5. 異議審査会

(1) 設置

異議申出に関する諮問に応じ調査審議するために、プライバシーマーク事務局に異議審査会を置く。

(2) 組織

- ① 異議審査会は、委員5名で組織する。
- ② 委員は、非常勤とする。

(3) 委員

- ① 委員は、プライバシーマーク制度委員会委員から委員長が選任した4名、協会理事から1名を協会の会長が任命する。
- ② 委員の中から座長1名を委員の互選で選任する。

(4) 異議審査会の権限

- ① 異議審査会は、委員5名で構成する合議体で、異議申出について調査審議する。
- ② 異議審査会は、必要に応じてプライバシーマーク事務局及び異議申出の対象となった決定を下した指定機関に対し意見を求めることができる。
- ③ プライバシーマーク事務局及び異議申出の対象となった決定を下した指定機関は、前項

の求めがあった場合には、これを拒んではならない。

- ④ 異議審査会からの答申は、プライバシーマーク制度委員会、プライバシーマーク事務局及び異議申出の対象となった決定を下した指定機関においてこれを尊重しなければならない。

6. 機密保持

この業務で知り得た内容は、他の目的に使用されないように、機密保持を行う。

附則

この手続書は、平成 18 年 5 月 1 日から施行する。

附則

この手続書は、平成 19 年 3 月 23 日から施行する。

異議申出受理通知書

殿

年 月 日発行
財団法人 日本情報処理開発協会
プライバシーマーク推進センター
プライバシーマーク事務局

拝啓

時下ますますご清祥の段、お喜び申し上げます。

貴殿からの下記異議申出書を受理いたしましたのでお知らせいたします。

本件に関しては、今後当協会の定められた手続きに基づいて処理いたしますのでご承知おきください。

敬具

記

項目	内容
受 理 日	年 月 日
件 名	
今後の処理	

以上

異議申出対応通知書

_____ 殿

年 月 日発行
財団法人 日本情報処理開発協会
会 長 牧野 力

拝啓

時下ますますご清祥の段、お喜び申し上げます。

貴殿からの異議申出に関しては、 月 日に異議審査会からの答申を受けて、対応を下記の通り決定いたしましたのでお知らせいたします。

敬具

記

項目	内容
受 理 日	年 月 日
件 名	
異議申出の内容	
異議に対する決定	
決定の理由	

以上